

令和２年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

令和３年５月２６日
公正取引委員会

はじめに

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしている。

令和２年度においては、私的独占事案、価格カルテル事案、入札談合事案及び受注調整事案について積極的に審査を行い、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことに加え、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な入札談合事案について告発を行った。また、ＩＴ・デジタル関連分野、人材関連分野、新型コロナウイルス感染症関連分野等についても積極的な審査を行い、確約計画を認定するなどの対応を行った。このように、社会的ニーズに的確に対応し、多様な事件に取り組んだ。

事件審査においては、独占禁止法を迅速・確実に執行していくため、収集したデータをより効率的に分析する新システムを整備した。また、事件調査の対象の事業者から提出があった経済分析に基づく意見書について詳細に分析・検討等を行うなど、必要に応じて経済分析を行った。

さらに、令和２年１２月に施行された独占禁止法改正により、調査協力減算制度が導入された。これに先立ち、同年９月に、事業者にとっての予見可能性及び法運用の透明性を高め、事件調査への事業者による協力を促すことを目的に「調査協力減算制度の運用方針」を策定し、これに則って同制度を運用していくこととした。

令和２年度における独占禁止法違反事件の処理状況は、次のとおりである。

第１ 審査事件の概況

１ 法的措置等の状況

(1) 排除措置命令等の状況

令和２年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ２０名の事業者に対して、９件の排除措置命令を行った。排除措置命令９件の内訳は、私的独占１件、価格カルテル６件、入札談合１件、受注調整１件となっている。価格カルテル・入札談合・受注調整９件の市場規模は、総額２２０億円超である。

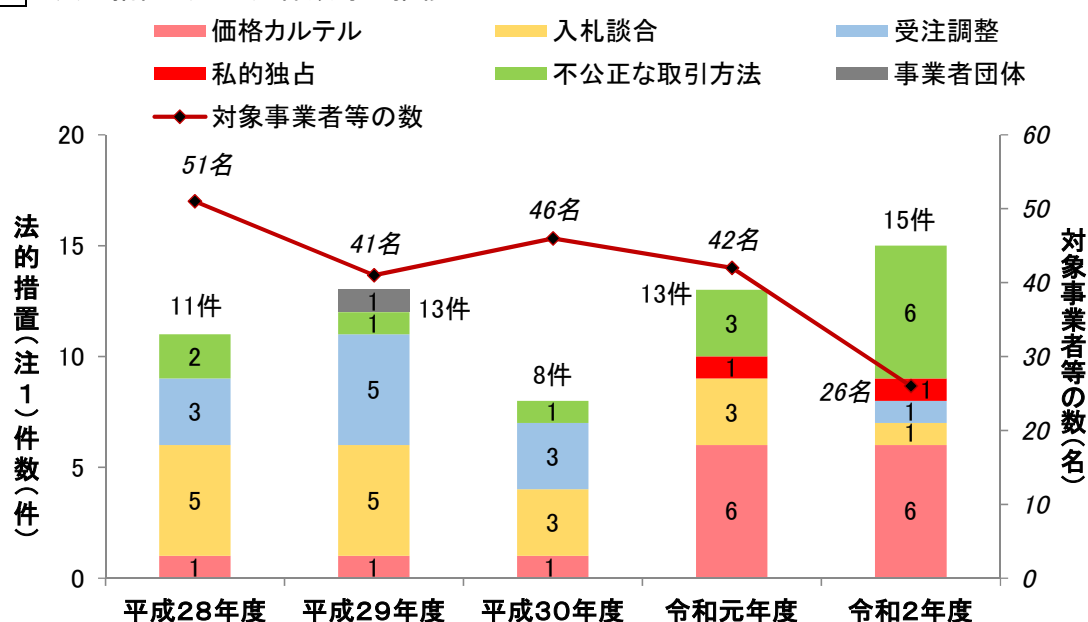
また、令和２年度においては、独占禁止法違反被疑行為について、６名の事業者に対して、６件の確約計画の認定を行った（注１）。いずれも不公正な取引方法（優越的地位の濫用３件、拘束条件付取引３件）となっている。

第１から第４までにに関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 電話 ０３－３５８１－３３８１（直通）
第５及び第６に関する問い合わせ	公正取引委員会事務総局官房総務課（審判・訟務担当） 電話 ０３－３５８１－５４７８（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

なお、令和2年度に認定した確約計画の中には、納入業者への返金（金銭的価値の回復）等のこれまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられていない措置が盛り込まれたものがある。

（注1） 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

図1 法的措置（注1）件数等の推移



（注1） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

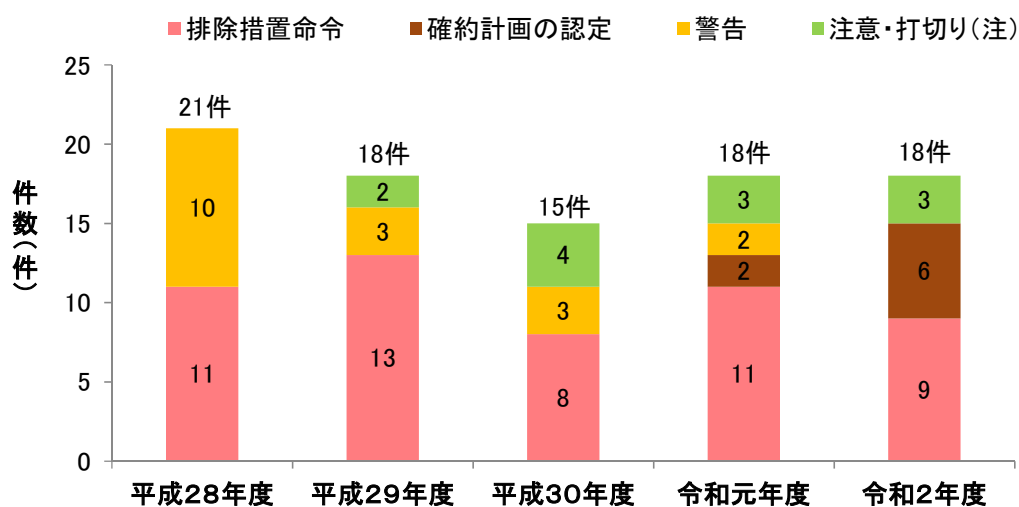
(2) その他の事件処理の状況

令和2年度においては、各事案の内容を踏まえて、注意等の事案についても、事案の概要を公表することにより、独占禁止法や競争政策上の問題点を広く周知するなどの処理を行った。

ア 違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられたものであって、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た1件について、注意・公表を行った（取引妨害：1件）。

イ 事業者から自発的な改善措置の報告等を受けた2件について、法運用の透明性や事業者の予見可能性を高める観点から、事案の概要を公表した（私的独占等：1件、事業者団体が構成事業者に共同の取引拒絶をさせる行為：1件）。

図2 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



（注） 事案の概要を公表したものに限る。

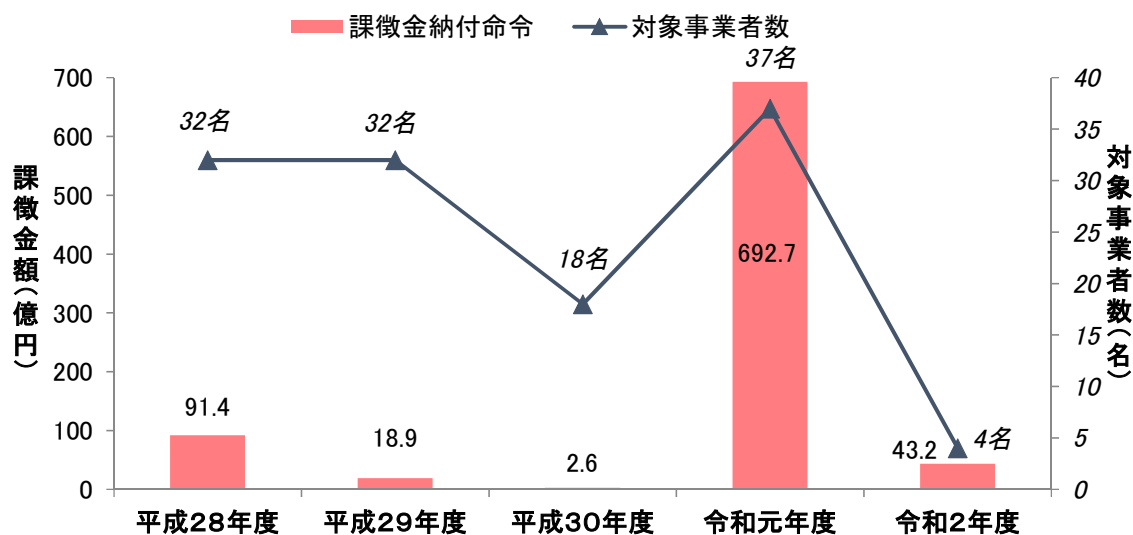
(3) 課徴金納付命令の状況

令和2年度においては、延べ4名の事業者に対して、総額43億2923万円の課徴金納付命令を行った。

一事業者当たりの課徴金額の平均は10億8230万円（注2）であった。

（注2） 一事業者当たりの課徴金額の平均については、1万円未満切捨て。

図3 課徴金額等の推移



（注） 課徴金額については、千万円未満切捨て。

図4 一事業者当たりの課徴金額（平均）の推移



(注) 課徴金額については、1万円未満切捨て。

2 刑事告発の状況

公正取引委員会は、平成2年6月に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」(注3)を公表し、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案や違反行為を繰り返す等の公正取引委員会の行政処分では独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

令和2年度においては、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合事件について、令和2年12月9日、入札参加業者3社並びに当該3社の医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者7名を、検事総長に告発した。本件は、①医薬品卸売業を全国的に行う業界上位の事業者により行われたものであり、②医療保険制度の下で保険料を負担する国民全てに多大な影響を及ぼすものであって、③受注調整の対象とされた入札の落札金額の合計が大きく、④被告発会社又はそのグループ会社は過去にも公正取引委員会の行政処分を受けているものであった。

(注3) 同方針(平成17年、平成21年及び令和2年に一部改定)については、以下のリンク先を参照。

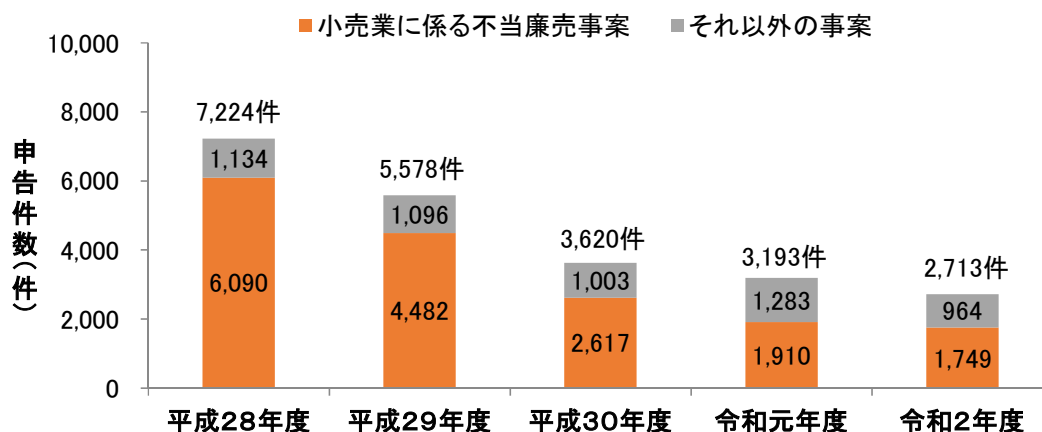
ウェブサイト https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa_files/kokuhatsuhoushin.pdf

3 申告の状況

令和2年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、2,713件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、令和2年度においては、2,341件の通知を行った。

図5 申告件数の推移



4 課徴金減免制度

令和2年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、33件であった（平成18年1月の制度導入時から令和2年度末までの累計は1,343件）。

また、令和2年度においては、価格カルテル・入札談合・受注調整事件8件における延べ17名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注4）。

（注4） 公正取引委員会は、法運用の透明性等を確保する観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトにて、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

ウェブサイト <https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表 1 課徴金減免申請件数の推移

(単位：件)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	累計 (注 5)
申請 件数	1 2 4	1 0 3	7 2	7 3	3 3	1, 3 4 3

(注 5) 課徴金減免制度が導入された平成 1 8 年 1 月 4 日から令和 3 年 3 月末までの件数の累計。

表 2 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件, 延べ事業者数)

年度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	累計 (注 8)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数 (注 6) (注 7)	9	1 1	7	9	8	1 5 3
課徴金減免制度が適用 された事業者数 (注 8)	2 8	3 5	2 1	2 6	1 7	3 9 1

(注 6) 本表における法的措置とは、排除措置命令及び課徴金納付命令であり、一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を 1 件としている。

(注 7) 排除措置命令のみを行い課徴金納付命令は行わなかったものの、当委員会のウェブサイトに課徴金減免申請を行った旨を公表することを申し出た事業者が存在する事件又は当該事業者を含む。

(注 8) (注 4) を参照。課徴金減免制度が導入された平成 1 8 年 1 月 4 日から令和 3 年 3 月末までの件数又は事業者数の累計。

第2 行為類型別の事件概要

1 私的独占

令和2年度においては、航空燃料の販売業者による私的独占事件について、1件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

・ マイナミ空港サービス株式会社による私的独占事件

八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、自社の取引先需要者にエス・ジー・シー佐賀航空株式会社から機上渡し給油を受けないようにさせていることにより、エス・ジー・シー佐賀航空株式会社の事業活動を排除していた。

（令和2年7月7日 排除措置命令、令和3年2月19日 課徴金納付命令）

（課徴金額：612万円）

また、大阪瓦斯株式会社による私的独占等被疑事件について審査を行ったところ、被疑行為の一部については独占禁止法に違反する行為があるとは認められなかったこと、その他の被疑行為については本件審査の過程において大阪瓦斯株式会社から契約の一部を改定するなどの申出がなされたこと等から、本件審査を終了することとし、事案の概要を公表した。

・ 大阪瓦斯株式会社による私的独占等被疑事件

公正取引委員会は、大阪瓦斯株式会社が、同社の供給区域における大口供給地点向けの導管を通じたガス供給分野において、

① 供給価格を不当に低くする又は競争者との競争が生じた場合のみ低くすること

② 需要家との間で、複数の大口供給地点への供給を条件として割引を適用する旨の契約（以下「包括契約」という。）を締結し、需要家が包括契約の期間中に各供給地点向け供給契約（以下「個別契約」という。）のうち一つでも中途解約する場合は契約開始から中途解約までの間に割り引いた額の全額を返戻させる旨の条件を付すこと

③ 需要家が大口供給地点に係る個別契約を中途解約した場合、契約で定める額の金銭を支払わせる旨を取引条件とすること

により、競争事業者を不当に排除している疑いがあった。

（令和2年6月2日 公表）

2 価格カルテル・入札談合・受注調整

(1) 価格カルテル

令和2年度においては、価格カルテル事件について、6件の法的措置（排除措置命令）を採った。

・ 愛知県立高等学校の制服の販売業者による価格カルテル事件

愛知県立高等学校6校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。

（令和2年7月1日 排除措置命令（6件））

○愛知県教育委員会に対する通知（令和２年７月１日）

愛知県立高等学校が制服について指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼等をする場合、指定販売店が、当該依頼等に応じるためのやり取りを行う際に、これを契機として制服の販売価格についての情報交換を行うおそれがあるため、公正取引委員会は、愛知県教育委員会に対し、所管の愛知県立高等学校にこれらの内容を周知するとともに、今後、同教育委員会所管の愛知県立高等学校が、指定販売店に対し、制服に関する依頼等をする場合には、その依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないよう留意すべきである旨通知した。

(2) 入札談合・受注調整

ア 入札談合

令和２年度においては、地方公共団体が発注する物品の入札における談合事件について、１件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

・ 山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者による談合事件

山形県発注の警察官用制服類の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（令和２年６月１１日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：１４１万円）

○山形県による警察官用制服等の発注制度の運用の見直しの求め（令和２年６月１１日）

山形県は、特定警察官用制服類の入札等を実施する前に、特定警察官用制服類に係る予定価格の設定のため、原則として前年度に特定警察官用制服類を山形県に納入した３事業者から参考見積価格を徴し、最も低く提示された価格を予定価格として設定していた（本件違反事業者である５社は、予定価格が前年度の落札金額より高くなるよう、受注予定者が提示する参考見積価格を受注予定者が定めていた。）ところ、これら３事業者は、常に５社のうちのいずれかの事業者であった。本件では、このような状況の下で、５社が、違反行為により、特定警察官用制服類について、予定価格と同額又はそれに近い金額で受注していたという事実が認められた。

このため、公正取引委員会は、山形県に対し、警察官用制服等の発注制度の運用について、その見直しを求めた。

イ 受注調整

令和２年度においては、民間の事業者が発注する駅新設工事における受注調整事件について、１件の法的措置（排除措置命令及び課徴金納付命令）を採った。

・ 東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者による受注調整事件

東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（令和２年１２月２２日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

（課徴金総額：４３億２１７０万円）

3 不公正な取引方法

(1) 拘束条件付取引

令和2年度においては、コンタクトレンズの製造販売業者らによる拘束条件付取引事件について、3件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

ア クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、クーパービジョン・ジャパン株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ア クーパービジョン・ジャパン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。

イ クーパービジョン・ジャパン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。
(令和2年6月4日 確約計画の認定)

イ 株式会社シードに対する確約計画の認定

公正取引委員会は、株式会社シードに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ア 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。

イ 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。
(令和2年11月12日 確約計画の認定)

ウ 日本アルコン株式会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、日本アルコン株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ア 日本アルコン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。

イ 日本アルコン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。

(令和3年3月26日 確約計画の認定)

(2) 優越的地位の濫用

令和2年度においては、優越的地位の濫用事件について、3件の法的措置（確約計画の認定）を採った。

このほか、令和2年度においては、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして47件の注意を行った（別添参照）。

ア ゲンキー株式会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、ゲンキー株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

ゲンキー株式会社は、同社が自ら販売する商品を同社に直接販売して納入する事業者のうち、ゲンキー株式会社と継続的な取引関係にあるもの（以下「納入業者」という。）に対し、次の行為を行っていた。

(1) 新規開店等に際し、納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、自社の従業員が定めた棚割りに基づく商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

(2) ゲンキー株式会社が一般消費者向けに販売するクリスマスケーキ等について、納入業者に対し、ゲンキー株式会社と当該納入業者との取引に関係がないにもかかわらず、購入を要請していた。

(3) ア 自社が主催した「わくわくキャンペーン」と称する催事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくわくキャンペーン協賛」等の名目で、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。

イ 自社の物流センターについて、その運営に要する費用を確保するため、当該物流センターを通じて納品する納入業者に「センターフィー」等の名目で提供させている料金の料率の引上げの実施に際し、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、引上げ後の料率を適用して算出した額の金銭の提供を要請していた。

ウ ゲンキー株式会社の物流センターへの商品の搬入を行う際にゲンキー株式会社が納入業者に使用させているケースについて、その購入に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。

エ バーコードラベルについて、その発行等に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。

(4) 売行きが悪く在庫となった商品及び販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品（以下「売上不振商品」という。）について、納入業者に対し、売上不振商品を納入した当該納入業者の責めに帰すべき事由がなく、売上不振商品の購入に当たって当該納入業者との合意により返品を条件を定めておらず、かつ、当該納入業者から売上不振商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、その返品に応じるよう要請していた。

(令和2年8月5日 確約計画の認定)

イ アマゾンジャパン合同会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、アマゾンジャパン合同会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

アマゾンジャパン合同会社は本件対象事業部において、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「本件納入業者」という。）に対して、次の行為を行っている。

- (1) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、対価を減額するための要請を対価に係る交渉の一環として行うことなく、かつ、当該本件納入業者から値引き販売の原資とするための減額の申出がない又は当該申出に基づき値引き販売を実施して当該商品が処分されることが当該本件納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、当該本件納入業者に支払うべき代金の額から減じている。
 - (2) 本件納入業者に対して、当該本件納入業者から仕入れた商品の販売において自社の目標とする利益を得られないことを理由に、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させている。
 - (3) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、本件共同マーケティングプログラム契約に基づき支払を受けた金銭の全部又は一部について、当該契約に基づくサービスの提供を行うことなく、金銭を提供させている。
 - (4) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該本件納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じるなどして算出した額の金銭を提供させている。
 - (5) 本件納入業者に対して、過剰な在庫であると自社が判断した商品について、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、以下のいずれにも該当しないにもかかわらず、返品している。
 - ア 当該商品の購入に当たり当該本件納入業者との合意により返品の条件を明確に定め、当該条件に従って返品する場合（当該返品が当該本件納入業者の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担とならない場合に限る。）
 - イ あらかじめ当該本件納入業者の同意を得て、かつ、当該商品の返品によって当該本件納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担する場合
 - ウ 当該本件納入業者から当該商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該本件納入業者が当該商品を処分することが当該本件納入業者の直接の利益となる場合
- （令和2年9月10日 確約計画の認定）

ウ ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する確約計画の認定

公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

- ビー・エム・ダブリュー株式会社は、継続的に取引しているディーラーのうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。
- （令和3年3月12日 確約計画の認定）

(3) 競争者に対する取引妨害

令和2年度においては、株式会社電通が競争者に対して取引妨害をしていた疑いについて審査を行い、注意・公表した。

・ 株式会社電通が競争者に対して取引妨害をしていた疑い

株式会社電通は、東京都に所在する令和2年度補正持続化給付金事務事業（注1）の事務局において、委託先事業者のうち、当該事業の申請サポート会場運営業務の取りまとめを担当する2社に対し、特定の事業者（以下「特定事業者」という。）が令和2年度家賃支援給付金事務事業（注2）を受注した場合、委託先事業者が特定事業者から令和2年度家賃支援給付金事務事業の申請サポート会場運営業務を受託すれば、今後株式会社電通は当該委託先事業者と取引をしない旨を発言するとともに、当該発言の内容を他の委託先事業者に伝達するように指示しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。

（注1） 令和2年度補正持続化給付金事務事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業等の事業継続を支援するため、事業全般に幅広く使える給付金を支給するものである。

（注2） 令和2年度家賃支援給付金事務事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている中小企業等の事業継続を支援するため、固定費の中で大きな負担となっている家賃の負担を軽減する給付金を支給するものである。

（令和2年12月17日 注意）

(4) 不当廉売

令和2年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注9）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして136件の注意を行った（表3）。

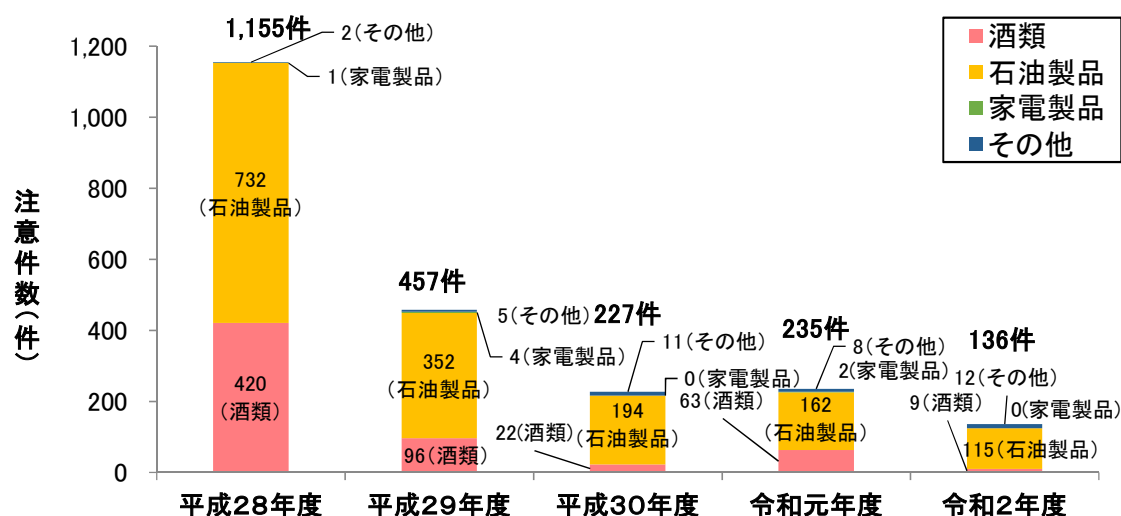
（注9） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

表3 令和2年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	9	115	0	12	136

図6 不当廉売事案の注意件数の推移



(注) 注意件数は、下から①酒類、②石油製品、③家電製品、④その他の順に記載。

(5) その他（協同組合等による不公正な取引）

その他の事例として、農業分野では、農業協同組合や部会において、全量出荷の義務付けや系統出荷を行わない組合員を不当に差別的に取り扱っていた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるものとして注意を行った事例があるほか、漁業分野では、漁業協同組合や部会において、全量出荷の義務付けや構成員が提供する水産物の販売価格を決定していた疑いがあったとして、独占禁止法違反につながるおそれがあるものとして注意を行った事例などがある。

4 事業者団体による事件

令和2年度においては、日本プロフェッショナル野球組織が構成事業者にも共同の取引拒絶をさせている疑いについて審査を行ったところ、日本プロフェッショナル野球組織から、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、上記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了し、事案の概要を公表した。

・ 日本プロフェッショナル野球組織が構成事業者にも共同の取引拒絶をさせている疑い

公正取引委員会は、日本プロフェッショナル野球組織が、「新人選手が、新人選手選択会議（以下「ドラフト会議」という。）前に12球団による指名を拒否し、又はドラフト会議での交渉権を得た球団への入団を拒否し、外国球団と契約した場合、外国球団との契約が終了してから高卒選手は3年間、大卒・社会人選手は2年間、12球団は当該選手をドラフト会議で指名しない。」との申合せにより、構成事業者である12球団に対して特定の選手との選手契約を拒絶させている疑いがあった。

（令和2年11月5日 公表）

第3 タスクフォースの取組状況等

公正取引委員会は、ITタスクフォース、農業分野タスクフォース、公益事業タスクフォース等を設置し、これらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、専門的な検討・分析、効率的な調査を実施することとしている。

また、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野における、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を広く受け付けるため、平成28年3月以降、順次専用の情報提供窓口を設置している。

令和2年度における当該情報提供窓口における情報受付件数は、IT・デジタル関連分野が182件、農業分野が23件、電力・ガス分野が51件となっている。

情報提供窓口の電話番号等は、以下のとおりである。

<電話番号>

IT・デジタル関連分野 03-3581-5492

農業分野 03-3581-3387 (※)

電力・ガス分野 03-3581-1760

※ 農業分野については、上記のほか、各地方事務所・支所にも窓口を設置している。

<情報提供フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail2.cgi?d=nouden>

※ IT・デジタル関連分野、農業分野、電力・ガス分野とも共通のアドレス

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟（注10）

令和2年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件（東京地方裁判所5件，東京高等裁判所2件，最高裁判所1件）（注11）であったところ，同年度中に新たに3件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された。

令和2年度当初において東京地方裁判所に係属中であった5件のうち1件については，令和元年度中に判決（請求棄却）があり，令和2年度中に上訴期間が満了するものであったところ，同年度中に控訴されたが，東京高等裁判所が控訴を棄却する判決をし，その後，上告提起及び上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。

令和2年度当初において東京高等裁判所に係属中であった2件のうち1件については，同裁判所が控訴を棄却する判決をし，控訴人（原審原告）2名のうち1名については上訴期間の経過をもって確定し，その余の1名については上告提起及び上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。前記2件のうち残りの1件については，令和2年度中に東京高等裁判所が控訴を棄却する判決をしたが，上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。

令和2年度当初において最高裁判所に係属中であった1件については，同裁判所が上告不受理決定をしたことにより終了した。

これらの結果，令和2年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件であった（別表第8表参照）。

（注10） 審判制度の廃止に伴い，平成27年度以降，独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は，直接東京地方裁判所に提起する制度となっている。

（注11） 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は，訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

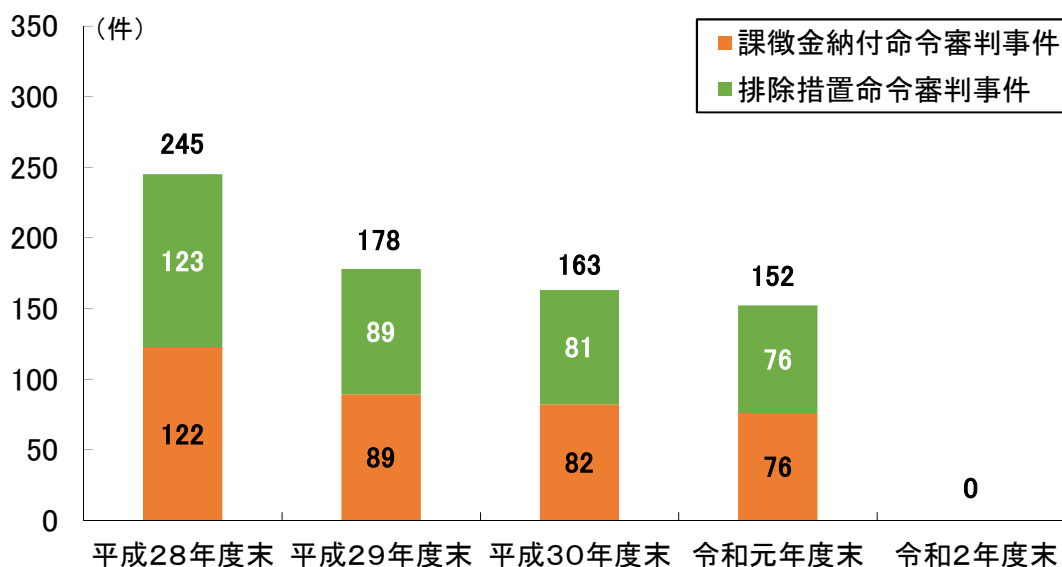
第5 審判及び審決等の概要

令和2年度中に係属していた審判事件数（注12）は152件（うち76件は課徴金納付命令に係るもの）であるところ、令和2年度においてこれら全てについて審決を行ったほか、公正取引委員会が株式会社山陽マルナカに対して行った排除措置命令及び課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを一部棄却するなどの審決を平成31年2月20日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、令和2年度に改めて当該排除措置命令及び課徴金納付命令を取り消す旨の審決を行ったため、同年度に行った審決は、154件である。内訳は、排除措置命令に係る審判請求棄却審決76件及び排除措置命令の全部を取り消す旨の審決1件並びに課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決65件、課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決11件、課徴金納付命令の全部を取り消す旨の審決1件である。

この結果、令和2年度におけるこれら審決をもって係属中の審判事件は全て終了した。

（注12） 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図7 審判係属事件数の推移



1 排除措置命令に係る審決（令和2年度）

(1) 審判請求棄却審決（76件）

- ・ シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件に係るもの5件
- ・ 東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件に係るもの69件
- ・ 大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件2件

(2) 排除措置命令の全部を取り消す旨の審決（1件）

- ・ 食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

2 課徴金納付命令に係る審決（令和２年度）

(1) 審判請求棄却審決（６５件）

- ・ シャッターの製造業者による近畿地区における受注調整事件に係るもの３件
- ・ 東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件に係るもの６２件

(2) 課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決（１１件）

- ・ シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件に係るもの４件
- ・ 東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件に係るもの５件
- ・ 大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件２件

(3) 課徴金納付命令の全部を取り消す旨の審決（１件）

- ・ 食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの１件

第６ 審決取消請求訴訟

令和２年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注１３）は４件であったが、令和２年度中に新たに１３件の審決取消請求訴訟が提起されたため、令和２年度に係属した審決取消請求訴訟は１７件である（別表第１２表参照）。

令和２年度においては、これらのうち、東京高等裁判所が、原告の請求を認容する判決をし、上訴期間の経過をもって終了したものが１件、原告の請求を棄却する判決をしたものが２件（いずれも原告が上訴）あった。また、最高裁判所が、上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが１件（上記のとおり同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして原告が上訴したもの）あった。

この結果、令和２年度末時点では１５件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注１３） 審決取消請求訴訟の件数は、第一審裁判所において番号が付される事件の数である。

別 表

第 1 表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件、名又は円）

年 度			2 8	2 9	3 0	元	2	
審査 件数	前年度からの繰越し		1 5	2 1	2 5	2 3	1 8	
	年度内新規着手		1 3 4	1 2 2	1 1 8	7 6	8 3	
	合 計		1 4 9	1 4 3	1 4 3	9 9	1 0 1	
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等数	1 1 5 1	1 3 4 1	8 4 6	1 1 4 0	9 2 0	
		確約計画の認定 対象事業者数	— —	— —	0 0	2 2	6 6	
		その他	終 了（違反認定）	1	1	0	0	0
			警 告	1 0	3	3	2	0
	注 意		8 4	8 8	9 5	5 7	7 3	
	打切り		2 2	1 3	1 4	9	3	
	小 計		1 1 7	1 0 5	1 1 2	6 8	7 6	
	合 計		1 2 8	1 1 8	1 2 0	8 1	9 1	
	次年度への繰越し		2 1	2 5	2 3	1 8	1 0	
	課徴金納付命令	対象事業者数	3 2 (注)	3 2	1 8	3 7	4	
課徴金額		91 億 4301 万 (注)	18 億 9210 万	2 億 6111 万	692 億 7560 万	43 億 2923 万		
告 発 件 数			0	1	0	0	1	

（注） 罰金調整の結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第2表 令和2年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）
（単位：件）

内容		処理別	法的措置		その他				合計
			排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打切り	
私 的 独 占			1	0	0	0	1	1	3
カルテル	価格カルテル		6	0	0	0	1	0	7
	入札談合		1	0	0	0	0	0	1
	受注調整		1	0	0	0	0	0	1
	その他のカルテル（注2）		0	0	0	0	2	0	2
	小 計		8	0	0	0	3	0	11
(注3) 不正取引方法	再販売価格の拘束		0	0	0	0	5	0	5
	その他の拘束・排他条件付取引		0	3	0	0	2	1	6
	取引妨害		0	0	0	0	4	0	4
	優越的地位の濫用		0	3	0	0	4	7	50
	不当廉売		0	0	0	0	5	0	5
	その他		0	0	0	0	2	1	3
	小 計		0	6	0	0	6	5	73
そ の 他（注4）			0	0	0	0	4	0	4
合 計			9	6	0	0	7	3	91

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注3） 事業者団体が事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注4） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）（行為類型別）の件数の推移

（単位：件）

年度		28	29	30	元	2	合計
内容							
私 的 独 占		0	0	0	1	1	2
カルテル	価格カルテル	1	1	1	6	6	15
	入札談合	5	5	3	3	1	17
	受注調整	3	5	3	0	1	12
	小 計	9	11	7	9	8	44
不正な取引方法	再販売価格の拘束	1	0	0	2	0	3
	その他の拘束・排他条件付取引	1	0	0	1	3	5
	取引妨害	0	0	1	0	0	1
	優越的地位の濫用	0	0	0	0	3	3
	その他	0	1	0	0	0	1
	小 計	2	1	1	3	6	13
その他（注3）		0	1	0	0	0	1
合 計		11	13	8	13	15	60

（注1） 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2） 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限である。

第4表 令和2年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	命令年月日
1	2 (措) 2	山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者に対する件	山形県発注の警察官用制服類の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	第3条後段	R2. 6. 11
2	2 (措) 3	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田北高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
3	2 (措) 4	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田南高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
4	2 (措) 5	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田西高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
5	2 (措) 6	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
6	2 (措) 7	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊野高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
7	2 (措) 8	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田工業高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	第3条後段	R2. 7. 1
8	2 (措) 9	マイナミ空港サービス株式会社に対する件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、自社の取引先需要者にエス・ジー・シー佐賀航空株式会社から機上渡し給油を受けないようにさせていることにより、エス・ジー・シー佐賀航空株式会社の事業活動を排除している。	第3条前段	R2. 7. 7
9	2 (措) 10	東海旅客鉄道株式会社が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する件	東海旅客鉄道株式会社発注のリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	第3条後段	R2. 12. 22

第5表 令和2年度確約計画の認定一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	認定年月日
1	2 (認) 2	クーパービジョン・ジャパン株式会社に対する件	公正取引委員会は、クーパービジョン・ジャパン株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ア クーパービジョン・ジャパン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。 イ クーパービジョン・ジャパン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。	第19条 (一般指定 第12項)	R2.6.4
2	2 (認) 3	ゲンキー株式会社に対する件	公正取引委員会は、ゲンキー株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ゲンキー株式会社は、同社が自ら販売する商品を同社に直接販売して納入する事業者のうち、ゲンキー株式会社と継続的な取引関係にあるもの（以下「納入業者」という。）に対し、次の行為を行っていた。 (1) 新規開店等に際し、納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、自社の従業員が定めた棚割りに基づく商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 (2) ゲンキー株式会社が一般消費者向けに販売するクリスマスケーキ等について、納入業者に対し、ゲンキー株式会社と当該納入業者との取引に関係がないにもかかわらず、購入を要請していた。 (3) ア 自社が主催した「わくわくキャンペーン」と称する催事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくわくキャンペーン協賛」等の名目で、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。	第19条 (第2条第9項第5号)	R2.8.5

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	認定年月日
			イ 自社の物流センターについて、その運営に要する費用を確保するため、当該物流センターを通じて納品する納入業者に「センターフィー」等の名目で提供させている料金の料率の引上げの実施に際し、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、引上げ後の料率を適用して算出した額の金銭の提供を要請していた。 ウ ゲンキー株式会社の物流センターへの商品の搬入を行う際にゲンキー株式会社が納入業者に使用させているケースについて、その購入に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。 エ バーコードラベルについて、その発行等に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。 (4) 売行きが悪く在庫となった商品及び販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品（以下「売上不振商品」という。）について、納入業者に対し、売上不振商品を納入した当該納入業者の責めに帰すべき事由がなく、売上不振商品の購入に当たって当該納入業者との合意により返品条件を定めておらず、かつ、当該納入業者から売上不振商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、その返品に応じるよう要請していた。		
3	2 (認) 4	アマゾンジャパン合同会社に対する件	公正取引委員会は、アマゾンジャパン合同会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 アマゾンジャパン合同会社は本件対象事業部において、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「本件納入業者」という。）に対して、次の行為を行っている。 (1) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、対価を減額するための要請を対価に係る交渉の一環として行うことなく、かつ、当該本件納入業者から値引き販売の原資とするための減額の申出がない又は当該申出に基づき値引き販売を実施して当該商品が処分されることが当該本件納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、当該本件納入業者に支払うべき代金の額から減じている。	第 19 条 (第 2 条第 9 項第 5 号)	R2. 9. 10

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	認定年月日
			(2) 本件納入業者に対して、当該本件納入業者から仕入れた商品の販売において自社の目標とする利益を得られないことを理由に、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させている。 (3) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、本件共同マーケティングプログラム契約に基づき支払を受けた金銭の全部又は一部について、当該契約に基づくサービスの提供を行うことなく、金銭を提供させている。 (4) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該本件納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じるなどして算出した額の金銭を提供させている。 (5) 本件納入業者に対して、過剰な在庫であると自社が判断した商品について、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、以下のいずれにも該当しないにもかかわらず、返品している。 ア 当該商品の購入に当たり当該本件納入業者との合意により返品の条件を明確に定め、当該条件に従って返品する場合(当該返品が当該本件納入業者の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担とならない場合に限る。) イ あらかじめ当該本件納入業者の同意を得て、かつ、当該商品の返品によって当該本件納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担する場合 ウ 当該本件納入業者から当該商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該本件納入業者が当該商品を処分することが当該本件納入業者の直接の利益となる場合		
4	2 (認) 5	株 式 会 社 シ ー ド に 対 する 件	公正取引委員会は、株式会社シードに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ア 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、 広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。	第 19 条 (一般指定 第 12 項)	R2. 11. 12

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	関係法条 (注)	認定年月日
			イ 株式会社シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。		
5	3 (認) 1	ビー・エム・ダブリュー株式会社に対する件	公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ビー・エム・ダブリュー株式会社は、継続的に取引しているディーラーのうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超過してBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。	第 19 条 (第 2 条第 9 項第 5 号)	R3. 3. 12
6	3 (認) 2	日本アルコン株式会社に対する件	公正取引委員会は、日本アルコン株式会社に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ア 日本アルコン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。 イ 日本アルコン株式会社は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。	第 19 条 (一般指定第 12 項)	R3. 3. 26

(注) 一般指定とは、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）を指す。

第 6 表 令和 2 年度刑事告発事例

件 名	内 容	関係法条	告発年月日
アルフレッサ株式会社ほか 9 名（3 社，個人 7 名）	3 社等は，平成 2 8 年及び平成 3 0 年それぞれにおいて，独立行政法人地域医療機能推進機構が一般競争入札を実施した同機構が運営する 5 7 病院における医薬品購入契約について，3 社等それぞれの受注予定比率を設定し，同比率に合うように受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上，同合意に従って，前記契約について受注予定事業者を決定するなどし，もって被告発会社 3 社等が共同して，前記契約の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 3 条後段，89 条 1 項 1 号， 95 条 1 項 1 号，刑法 60 条	R2. 12. 9

第7表 令和2年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	件 名	内 容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令年月日
1	山形県が発注する警察 官用制服類の入札等の 参加業者に対する件 令和2年（措）第2号	山形県発注の警察官用制服類の 入札等の参加業者が、受注予定者を 決定し、受注予定者が受注できるよ うにしていた。	1	141 万	R2. 6. 11
2	東海旅客鉄道株式会社 が発注するリニア中央 新幹線に係る品川駅及 び名古屋駅新設工事の 指名競争見積の参加業 者に対する件 令和2年（措）第10号	東海旅客鉄道株式会社発注のリ ニア中央新幹線に係る地下開削工 法による品川駅及び名古屋駅新設 工事の指名競争見積の参加業者が、 受注予定者を決定し、受注予定者が 受注できるようにしていた。	2	43 億 2170 万	R2. 12. 22
3	マイナミ空港サービス 株式会社に対する件 令和2年（措）第9号	八尾空港における機上渡し給油 による航空燃料の販売に関して、自 社の取引先需要者にエス・ジー・シ ー佐賀航空株式会社から機上渡し 給油を受けないようにさせているこ とにより、エス・ジー・シー佐賀航 空株式会社の事業活動を排除して いた。	1	612 万	R3. 2. 19
合 計			4	43 億 2923 万	

第8表 係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
1	ニチコン株式会社による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨合意していた。（課徴金額 36 億 4018 万円）	28. 9. 26	最高裁	31. 3. 28 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （31. 4. 12 控訴） R2. 12. 3 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 （R2. 12. 18 上告及び 上告受理申立て） （排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）
2	株式会社富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。（課徴金額 48 億円）	29. 8. 1	東京地裁	（排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求）
3	公益社団法人神奈川県LPガス協会による件	神奈川県LPガス協会は、切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。	30. 6. 25	最高裁	R2. 3. 26 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R2. 4. 9 控訴） R3. 1. 21 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 （R3. 2. 5 上告及び上 告受理申立て） （排除措置命令取消 請求） 執行停止の申立ては 却下決定（30. 7. 11） 即時抗告の棄却決定 （30. 7. 17）（確定）
4	株式会社高島屋による件	近畿地区の百貨店業者は、優待ギフト送料の額を引き上げること合意していた。（課徴金額 5876 万円）	31. 3. 29	最高裁	R 元. 12. 19 東京地方裁判所にて 請求棄却判決 （R 元. 12. 27 控訴） R2. 11. 19 東京高等裁判所にて 控訴棄却判決 （R2. 12. 2 上告受理 申立て） （課徴金納付命令取 消請求）

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所	判決内容等
5	本町化学工業株式会社による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定するなどしていた。（課徴金額 1 億 6143 万円（東日本）、3283 万円（西日本））	R2. 1. 16	東京地裁	（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求） 執行停止の申立ては却下決定（R2. 3. 27）（確定）
6	鹿島道路株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 58 億 157 万円）	R2. 1. 28	東京地裁	（排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求）
7	世紀東急工業株式会社による件	アスファルト合材の販売価格を引き上げる旨を合意していた。（課徴金額 28 億 9781 万円）	R2. 1. 29	東京地裁	（課徴金納付命令取消請求）
8	マイナミ空港サービス株式会社による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限している。	R3. 1. 6	東京地裁	（排除措置命令取消請求）
9	大成建設株式会社による件	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R3. 3. 1	東京地裁	（排除措置命令取消請求）
10	マイナミ空港サービス株式会社による件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限していた。（課徴金額 612 万円）	R3. 3. 29	東京地裁	（課徴金納付命令取消請求）

第9表 令和2年度中に判決言渡しのあった排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 行政処分（違反行為）の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決年月日	判決内容等
1	ルビコン株式会社ほか 1名による 件	アルミ電解コンデンサ及びタ ンタル電解コンデンサの販売価 格を引き上げる旨合意してい た。(課徴金額 10億6774万円 (ルビコン㈱), 36億4018万円 (ニチコン㈱))	28.9.23 28.9.26	東京高裁 R2.12.3	控訴棄却判決 (R2.12.18 ニチコン (株)上告及び上告受理 申立て) (排除措置命令及び 課徴金納付命令取消 請求)
2	高知県農業 協同組合に よる件	なすの販売を受託することが できる組合員を支部員又は支部 園芸部から集出荷場の利用を了 承された者に限定していたとこ ろ, 次のとおり, 組合員からな すの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷 したことにより支部園芸部を 除名されるなどした者からな すの販売を受託しないことと して, なすの販売を受託して いた。 ② 支部員が集出荷場を利用す ることなく農協以外への出荷 を行った場合に徴収される系 統外出荷手数料について, 自ら の販売事業の経費(農協職員の 人件費等)に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等 を収受し, これを系統出荷が 行われたなすに関して自らが 控除する諸掛預り金と同様に 販売事業に係る経費に充てて いた。	29.5.2	最高裁 R2.10.13	上告不受理決定 (排除措置命令取消 請求) 執行停止の申立ては 却下決定(29.7.31) (確定)
3	株式会社高 島屋による 件	近畿地区の百貨店業者は, 優 待ギフト送料の額を引き上げ ることを合意していた。(課徴金額 5876万円)	31.3.29	東京高裁 R2.11.19	控訴棄却判決 (R2.12.2 上告受理 申立て) (課徴金納付命令取 消請求)
4	公益社団法 人神奈川県 LPガス協 会による件	神奈川県LPガス協会は, 切 替営業を行う入会希望者の入会 申込みについて否決し, もって 当該入会希望者が協会団体保 険に加入できなくなることに よる, 県内でのLPガス販売 事業に係る事業分野における現 在又は将来の事業者の数を制限 している。	30.6.25	東京高裁 R3.1.21	控訴棄却判決 (R3.2.5 上告及び上 告受理申立て) (排除措置命令取消 請求) 執行停止の申立ては 却下決定(30.7.11) 即時抗告の棄却決定 (30.7.17)(確定)

第 10 表 最近の審判事件数等推移

(単位：件)

年 度		2 8	2 9	3 0	元	2
審判事件数	前年度からの繰越件数	2 6 0	2 4 5	1 7 8	1 6 3	1 5 2
	審判手続開始件数	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
年度内審判係属事件数		2 6 0	2 4 5	1 7 8	1 6 3	0
審決件数	排除措置命令に係る審判請求棄却審決等	6	3 3	8	5	7 7
	課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決等	8	3 3	7	6	7 7
	合 計	1 4	6 6	1 5	1 1	1 5 4 (注 3)
次年度への繰越し		2 4 5 (注 1)	1 7 8 (注 2)	1 6 3	1 5 2	0

(注 1) 平成 28 年度においては、14 件の審決を行ったほか、1 件の審判請求取下げがあった（一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件）。このため、平成 28 年度における次年度への繰越件数は、245 件となる。

(注 2) 平成 29 年度においては、66 件の審決を行ったほか、1 件の審判請求取下げがあった（NTN 株式会社に対する件）。このため、平成 29 年度における次年度への繰越件数は、178 件となる。

(注 3) 令和 2 年度における審決のうち 2 件は、公正取引委員会が榊山陽マルナカに対して行った排除措置命令及び課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを一部棄却するなどの審決を平成 31 年 2 月 20 日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該排除措置命令及び課徴金納付命令の残部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、係属件数には算入していない。

第 1 1 表 令和 2 年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
1 ～ 12	22 (判) 17～28	三和シャッター工業株式会社ほか 3 名に対する件	【違反行為に係る認定】 被審人ら 3 名が、共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人ら 4 名が、共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする（近畿合意）ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 55 億 2164 万円→53 億 7620 万円（被審人 4 名合計） 被審人らが上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとし、また、近畿合意において、被審人文化が受注した物件 1 件につき、受注調整が行われたとは認められないとして課徴金の対象とは認めなかった。	66 条 3 項、 66 条 2 項 (3 条後 段、7 条の 2)	R2. 8. 31 (3 名に対する排除措置命令及び 1 名に対する課徴金納付命令に係る審判請求を棄却する審決並びに 3 名に対する課徴金納付命令の一部を取り消す審決)
13 ・ 14	23 (判) 82～83	株式会社山陽マルナカに対する件	【排除措置命令】 本件排除措置命令書の理由記載に不備があり、独占禁止法第 4 9 条第 1 項に違反するものであるから、全部取り消されるべきである。 【課徴金納付命令】 本件課徴金納付命令書の理由記載に不備があり、独占禁止法第 5 0 条第 1 項に違反するものであるから、全部取り消されるべきである。	66 条 3 項 (19 条 [2 条 9 項 5 号], 20 条 の 6)	R3. 1. 27 (排除措置命令及び課徴金納付命令の全部を取り消す審決)

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
15 ～ 150	26 (判) 3～138	レンゴー株 式会社ほか 36 名に対 する件	【違反行為に係る認定】 被審人ら 32 名が、他の事業者と共同し て、特定段ボールシートの販売価格を引き上 げることを合意（本件シート合意）すること により、公共の利益に反して、特定段ボール シートの販売分野における競争を実質的に制 限していたと認めた。 被審人ら 37 名が、他の事業者と共同して、 特定段ボールケースの販売価格を引き上げる ことを合意（本件ケース合意）することによ り、公共の利益に反して、特定段ボールケー スの販売分野における競争を実質的に制限し ていたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 88億8235万円→88億7058万円（被審人37名合 計） 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合 意に係る違反行為により販売した特定段ボール シート及び特定段ボールケースの売上額を課徴 金の対象として認めた。ただし、被審人らの以 下の売上額等は、特定段ボールシート及び特定 段ボールケースの売上額ではない等の理由か ら、これを課徴金の計算の基礎から除外すべき ものと認めた。 被審人王子コンテナー及び被審人北海道森 紙業の「当て紙」の売上額 被審人王子コンテナーが加工委託のため別 のメーカーに有償支給した段ボールシートの 売上額 被審人福野段ボール工業が訂正伝票により 「特値」（通常より低い価格での受注）で代金 の支払いを受けていた段ボールシートの当該 訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額 被審人浅野段ボールが東日本地区に交渉担当 部署が所在しない取引先に納入した段ボール ケースの売上額	66 条 3 項, 66 条 2 項 (3 条後 段, 7 条の 2)	R3. 2. 8 (37 名に対する 排除措置命令及 び 33 名に対する 課徴金納付命令 に係る審判請求 を棄却する審決 並びに 4 名に対 する課徴金納付 命令の一部を取 り消す審決)
151 ～ 154	26 (判) 139～ 142	レンゴー株 式会社ほか 1 名に対す る件	【違反行為に係る認定】 被審人ら 2 名が、他の事業者と共同して、 特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格 又は加工賃を引き上げることを合意（本件合 意）することにより、公共の利益に反して、 特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野 における競争を実質的に制限していたと認め た。	66 条 3 項, 66 条 2 項 (3 条後 段, 7 条の 2)	R3. 2. 8 (2 名に対する排 除措置命令に係 る審判請求を棄 却する審決及び 2 名に対する課徴 金納付命令の一 部を取り消す審 決)

一連 番号	事件 番号	件 名	審決の内容	関係法条等	審決年月日
			【課徴金額に係る認定】 16 億 7445 万円→16 億 7121 万円（被審人 2 名合計） 被審人らが本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人レンゴー及び被審人トーモクが特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。		

第 1 2 表 令和 2 年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	(株)山陽マル ナカによる 件 (食品、日用 雑貨品、衣 料品等の小 売業者によ る優越的地 位の濫用事 件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自 己の取引上の地位が優越してい ることを利用して、正常な商慣 習に照らして不当に、納入業者 に従業員等を派遣させ、金銭を 提供させ、受領した商品を返品 し、取引の対価の額を減じ、商 品を購入させていたことについ て、原処分における違反行為の 相手方である 165 社のうち、127 社に対する行為が優越的地位の 濫用行為であると認められるこ とから、排除措置命令を変更し た。(不公正な取引方法〔優越的 地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 2 億 2216 万円→1 億 7839 万 円 被審人と納入業者 127 社それ ぞれとの間における購入額を課徴 金の対象として認めた。	31. 3. 22	東京高裁 R2. 12. 11	請求認容判決 (審決主文第 1 項及び第 3 項 〔審判請求排斥 部分〕取消し) 令和 2 年 12 月 25 日の経過をもっ て 26 日確定)
2	(株)ラルズに よる件 (食料品、日 用雑貨品、 衣料品等の 小売業者に よる優越的 地位の濫用 事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者のうち 88 社に対し自己の取引上の地位が 優越していることを利用して、 正常な商慣習に照らして不当 に、納入業者に従業員等を派遣 させ、金銭を提供させ、商品 を購入させていたことについて、 優越的地位の濫用行為であると 認めた。(不公正な取引方法〔優 越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 12 億 8713 万円 被審人と納入業者 88 社それ ぞれとの間における購入額を課 徴金の対象として認めた。	31. 4. 24	東京高裁 R3. 3. 3	請求棄却判決 (R3. 3. 15 上告受理申立 て)
				最高裁	係属中
3	(株)J-オイ ルミルズに よる件	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同 して、とうもろこしのシカゴ相	R 元. 10. 30	東京高裁 R2. 9. 25	請求棄却判決

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
	(段ボール 用でん粉の 製造販売業 者による価 格カルテル 事件)	場の上昇に応じて、段ボール用 でん粉の需要者渡し価格を引き 上げる旨合意することにより、 公共の利益に反して、我が国に おける段ボール用でん粉の販売 分野における競争を実質的に制 限したと認めた。(不当な取引制 限〔価格カルテル〕) 【課徴金額に係る認定】 5434 万円 被審人が違反行為により販売し た段ボール用でん粉の売上額を 課徴金の対象として認めた。		最高裁 R3. 3. 30	上告棄却及び上 告不受理決定
4	(株)エディオ ンによる件 (優越的地 位の濫用事 件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自 己の取引上の地位が優越してい ることを利用して、正常な商慣 習に照らして不当に、納入業者 に従業員等を派遣させていたこ とについて、原処分における違 反行為の相手方である 127 社の うち、92 社に対する行為は優越 的地位の濫用行為であると認め られることから、排除措置命令 の変更及び課徴金納付命令の一 部を取り消した。(不公正な取引 方法〔優越的地位の濫用〕) 【課徴金額に係る認定】 40 億 4796 万円→30 億 3228 万円 被審人と 92 社それぞれとの間に おける購入額を課徴金の対象と して認めた。ただし、「マル特経 費負担」分は購入額から控除す べきものとされた。	R 元. 11. 1	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
5	ダイレックス(株)による 件（優越的 地位の濫用 事件）	【違反行為に係る認定】 被審人が、納入業者に対し自 己の取引上の地位が優越してい ることを利用して、正常な商慣 習に照らして不当に、納入業者 に従業員等を派遣させていたこ と、閉店セール協賛金を提供さ せたこと、及び火災関連金の提 供をさせたことについて、原処 分における違反行為の相手方 である 78 社のうち、69 社に対 する行為は優越的地位の濫用行 為であると認められることから、 排除措置命令の変更及び課徴金 納付命令の一部を取り消した。 （不公正な取引方法〔優越的地 位の濫用〕） 【課徴金額に係る認定】 12 億 7416 万円→11 億 9221 万円 被審人と 69 社それぞれとの間に おける購入額を課徴金の対象と して認めた。	R2. 4. 2	東京高裁	係属中
6	東洋シャッター(株)による 件（シャッ ターの製造 業者らによ る全国にお ける価格カ ルテル事件）	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同 して、特定シャッターの需要者 向け販売価格について引き上げ ることを合意（全国合意）する ことにより、公共の利益に反し て、我が国における特定シャッ ターの販売分野における競争を 実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 5 億 2549 万円→4 億 8404 万 円 被審人が上記全国合意に係る違 反行為により販売した特定シャ ッターの売上額を課徴金の対象 として認めた。ただし、近畿合 意に基づく売上額と全国合意に 基づく売上額のうち、重複した 売上額は全国合意に係る課徴金 の計算の基礎から控除すべきも のとして課徴金の対象とは認め なかった。	R2. 9. 29	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
7	三和ホールディングス(株)ほか1名による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル及び近畿地区における受注調整事件)	【違反行為に係る認定】 被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする（近畿合意）ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 28 億 1540 万円→27 億 5611 万円（被審人2名合計） 被審人らが上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。	R2. 9. 30	東京高裁	係属中
8	文化シャッター(株)による件 (シャッターの製造業者らによる全国における価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R2. 9. 30	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 17 億 8167 万円→17 億 3831 万円 被審人が上記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった。			
9	サクラパックス(株)ほか1名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 6139 万円 (被審人2名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3.3.9	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
10	レンゴー(株)ほか6名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 46 億 6156 万円 (被審人7名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中
11	レンゴー(株)による件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げることを合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 10 億 7044 万円→10 億 6758 万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。			
12	王子コンテナ（株）ほか 10 名による件 （東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

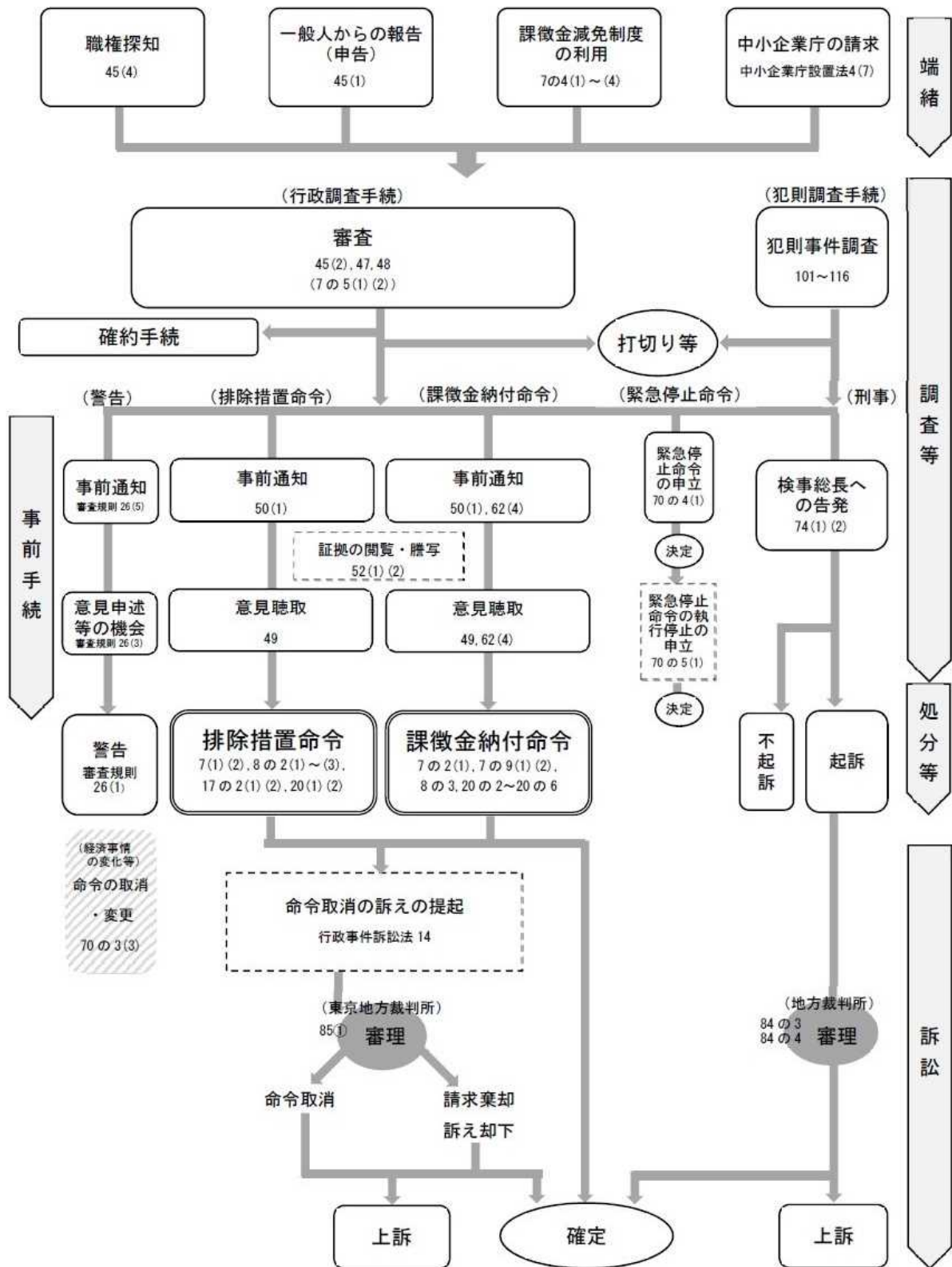
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 27 億 1255 万円→27 億 192 万円 (被審人 11 名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人王子コンテナー及び被審人北海道森紙業の「当て紙」の売上額 被審人王子コンテナーが加工委託のため別のメーカーに有償支給した段ボールシートの売上額			
13	コバシ(株)ほか 6 名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げること合意 (本件シート合意) することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げること合意 (本件ケース合意) することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 1 億 5871 万円→1 億 5785 万円 (被審人 7 名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下下の売上額等は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 被審人浅野段ボールが東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額			
14	福野段ボール工業(株)による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。	R3. 3. 10	東京高裁	係属中

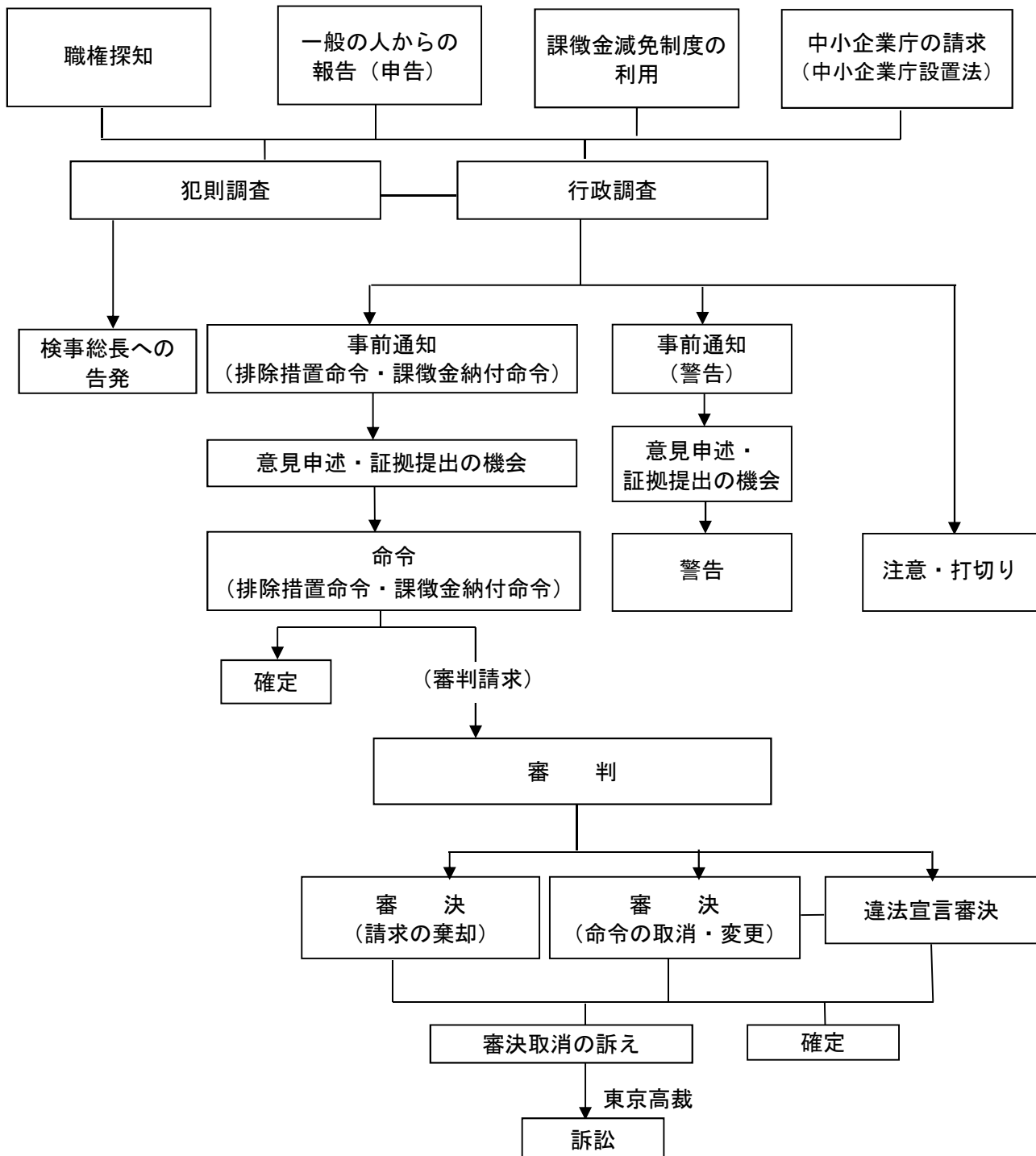
一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
		【課徴金額に係る認定】 2557 万円→2529 万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、以下の売上額等は、特定段ボールシートの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた。 訂正伝票により「特値」（通常より低い価格での受注）で代金の支払いを受けていた段ボールシートの当該訂正後の売上額と訂正前の売上額との差額			
15	(株)トーモクほか3名による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 10 億 9211 万円 (被審人 4 名合計) 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3.3.10	東京高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった 審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
16	(株)トーモクによる件 (大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃を引き上げること合意（本件合意）することにより、公共の利益に反して、特定ユーザー向け段ボールケースの取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金額に係る認定】 6億401万円→6億363万円 被審人が本件合意に係る違反行為により販売した特定ユーザー向け段ボールケースの売上額等を課徴金の対象として認めた。ただし、特定ユーザーに対して支払った割戻金について、当該割戻金を支払うことを定めた「覚書」等の書面作成日以降の取引に対応する割戻金額について、課徴金の計算の基礎となる売上額から控除すべきものと認めた。	R3.3.10	東京高裁	係属中
17	東京コンテナ工業(株)による件 (東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件)	【違反行為に係る認定】 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げること合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げること合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 【課徴金納付命令】 4825万円 被審人が本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。	R3.3.10	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成１８年１月４日以後平成２７年３月３１日まで）（注）】



（注） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号）の施行（平成２７年４月１日）により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第２条の規定により、平成２７年３月３１日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。

令和２年度における優越タスクの取組状況

第１ 効率的・効果的な処理

公正取引委員会は、平成２１年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスク」という。）を審査局内に設置し、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、濫用行為の抑止・早期是正に努めることとしている。

１ 効率的な処理

- (1) 優越タスクにおいては、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報に基づいて、一元的に当該行為の類型に特化した調査を行うことで事例の蓄積や処理方法の向上を図り、これらを積極的に活用することにより、優越的地位の濫用事案を効率的に処理できるようにしている。

なお、下請法に基づき勧告又は指導した関係事業者についても、必要に応じ、下請法上の下請事業者該当しない取引先に対する行為について更に調査を行い、独占禁止法上の優越的地位の濫用行為につながるおそれがみられた場合には、注意を行っている。

- (2) 令和２年度に優越タスクにおいて注意を行った事案の平均処理期間は、約７６日であった（前年度は約３９日）。

２ 効果的な処理

優越タスクにおいては、関係事業者に対し、優越的地位の濫用行為として違反につながるおそれがあるとして注意を行うに際しては、職員が関係事業者の事務所に直接出向くなどして、小売業者に対する納入取引の事案であれば仕入れ等の責任者（担当取締役等）と面談を行っている。

この関係事業者との面談では、パンフレット等を用いて、優越的地位の濫用行為が禁止されている趣旨、目的等を詳細に説明し、これらについて十分理解を得ることとしている。

さらに、優越タスクでは、過去に注意を行った事案のフォローアップ調査を行っているところ、関係事業者の取引先事業者からのヒアリングにおいて取引環境の改善がみられ、過去の注意による効果が確認できている。

また、優越タスクの調査に当たっては、当該調査を契機に関係事業者にグループ会社の状況も含めて優越タスクに報告させることにより、当該関係事業者とグループ会社の双方について改善が図られたものもあった。

第2 処理の状況

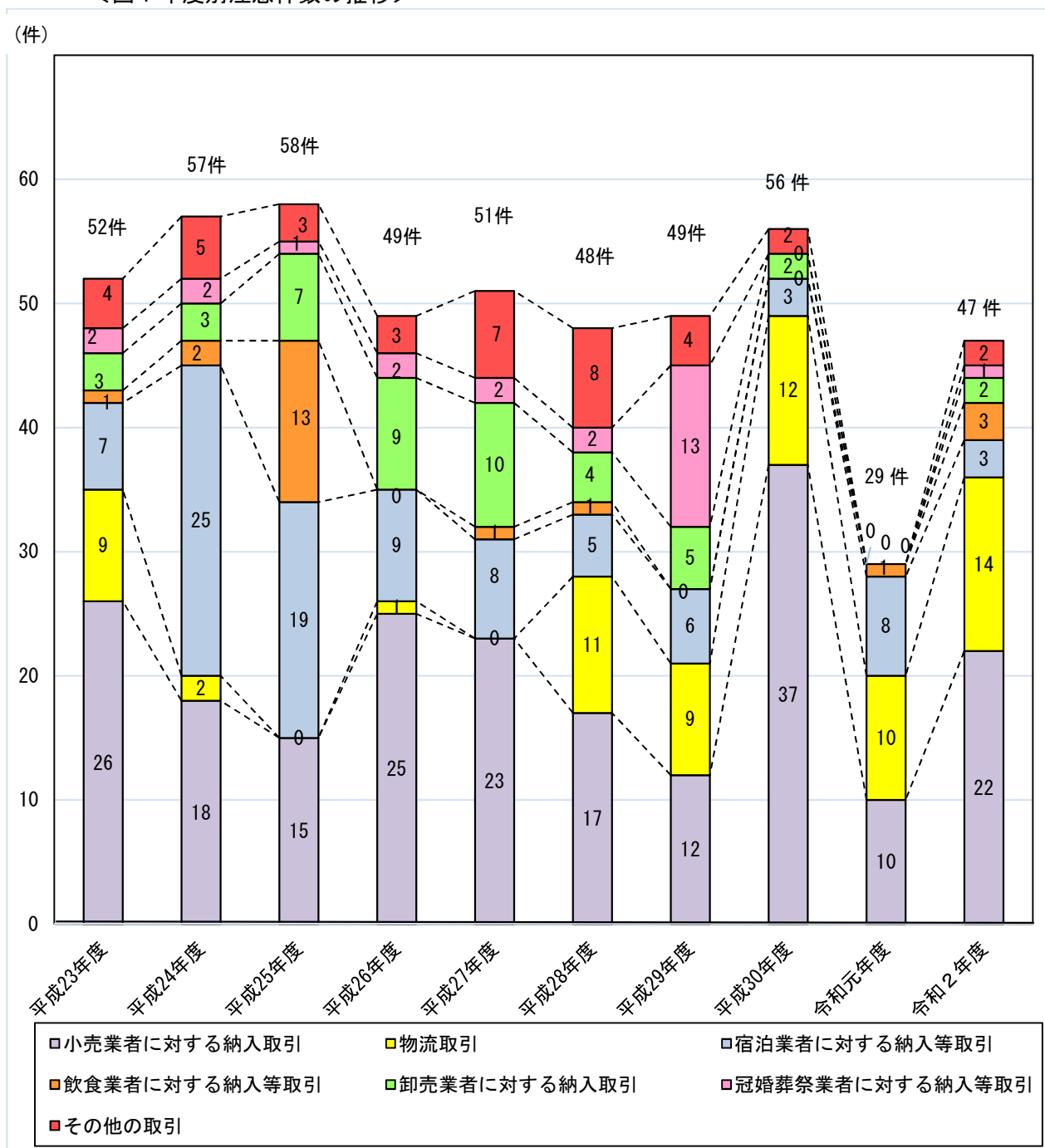
1 処理概況

優越タスクにおいて、令和2年度に注意47件を処理した。

2 注意の件数及び内容

＜図：年度別注意件数の推移＞

(件)



- (1) 注意を行った47件を取引形態別にみると、上図のとおり、小売業者（スーパーマーケット、ホームセンター等）に対する納入取引が22件と最も多く、次いで物流取引が14件、宿泊業者に対する納入等取引及び飲食業者に対する納入等取引がそれぞれ3件、卸売業者に対する納入取引及びその他の取引がそれぞれ2件、冠婚葬祭

業者に対する納入等取引が1件となっている。

- (2) 注意を行った事案について、注意対象となった行為類型を取引形態別にみると、下表のとおり、小売業者に対する納入取引については、「従業員等の派遣の要請」が53件中18件と最も多く、次いで「返品」が10件となっている。

また、物流取引については、「不当な給付内容の変更及びやり直し」が35件中9件と最も多く、次いで「支払遅延」と「減額」がそれぞれ7件となっている。

さらに、宿泊業者に対する納入等取引については、「購入・利用強制」が6件中3件と最も多く、次いで「協賛金等の負担の要請」と「従業員等の派遣の要請」、「減額」がそれぞれ1件となっている。

なお、取引形態に関係なく、注意を行った事案を行為類型別にみた場合には、「従業員等の派遣の要請」が23件と最も多く、次いで「購入・利用強制」が18件となっている。

<表：注意事項の行為類型一覧>

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	7	5	3	1	0	1	1	18
協賛金等の負担の 要請	5	0	1	0	1	0	1	8
従業員等の派遣の 要請	18	0	1	1	1	0	2	23
その他経済上の 利益の提供の要請	2	5	0	0	0	1	1	9
受領拒否	1	0	0	0	0	0	0	1
返品	10	0	0	0	1	0	1	12
支払遅延	2	7	0	0	0	0	0	9
減額	7	7	1	1	0	0	1	17
取引の対価の一方 的決定	1	1	0	0	0	0	0	2
不当な給付内容の 変更及びやり直し	0	9	0	0	0	0	0	9
その他	0	1	0	0	1	0	0	2
合計	53	35	6	3	4	2	7	110

(注) 1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(47件)と行為類型の内訳の合計数(110件)とは一致しない。

- (3) 優越タスクが注意した主な事例は別紙のとおりである。

優越タスクが注意した主な事例

次の各事例は、記載された行為が行われていた疑いがあり、独占禁止法違反につながるおそれがあったものである。

1 小売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

- (1) ディスカウントストア業を営むAは、納入業者に対し、店舗の新規開店及び改装開店に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業を行わせているにもかかわらず、Aがあらかじめ一律に定めた日当を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。
- (2) 食料品等の小売業を営むBは、一部の納入業者に対し、店舗の新規開店等に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の陳列作業等を行わせているにもかかわらず、その派遣に通常必要となる費用を負担していなかった。
- (3) 食料品等の小売業を営むCは、納入業者に対し、店舗の新規開店等に当たり、従業員等の派遣を要請し、他社商品を含む商品の調理、陳列作業等を行わせているにもかかわらず、昼食代を支給するのみで、交通費等の納入業者が従業員等を派遣するために通常必要となる費用を負担していなかった。

返品

- (4) ディスカウントストア業を営むDは、納入業者に対し、買取条件で取引しているにもかかわらず、長期間売れ残っていたり、売行きが悪いため陳列棚から撤去したりした商品について、返品前に納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担せずに返品していた。また、返品条件付で取引している季節商品等について、商品の購入に当たって返品可能な商品の範囲、販売可能な期限、返品に伴う費用負担の割合等の返品の条件を定めていなかった。

2 物流取引

不当な給付内容の変更及びやり直し

- (1) パルプ・紙・紙加工品製造業を営むEは、運送業務又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者から発注内容の変更に伴う費用負担の申入れがなかった場合には、変更に伴う費用を負担していなかった。また、あらかじめ待機料を取り決めておらず、当該費用を請求しない物流事業者に対し費用を負担していなかった。

- (2) 土木建築工事資材の製造販売業を営むFは、運送業務を委託する物流事業者に対し、繁忙期における運送業務の発注増加に伴い、商品の積込み順番待ちによる待機時間が発生しているにもかかわらず、あらかじめ待機に係る費用等の支払について物流事業者と取り決めておらず、当該費用を適正に支払っていなかった。また、納品日の変更について、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、物流事業者から請求があった場合、又はFが費用負担の必要があると判断した場合にのみ、当該変更に伴う費用を支払っていた。

支払遅延

- (3) 食料品の製造販売業を営むGは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、複数ある請求書の一部の処理が漏れていたことによる事務処理遅れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払っていなかった。
- (4) 食料品製造業を営むHは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、書面による合意を得ることなく、翌営業日に代金を支払っていた。また、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、支払担当者の事務処理遅れを理由として、あらかじめ定めた支払期日までに保管料金を支払っていなかった。

減額

- (5) 食料品製造業を営むIは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、書面による合意を得ることなく、あらかじめ定めた支払代金の額から振込手数料相当額を減じていた。
- (6) パルプ・紙・紙加工品製造業を営むJは、運送又は保管業務を委託する物流事業者に対し、物流事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた支払代金の額から実際の振込手数料を上回る金額を減じていた。また、あらかじめ定めた運賃の額から、当該運賃の額に数パーセントを乗じて得た額を減じていた。さらに、あらかじめ定めた運賃の額よりも安い運賃の額を適用して代金を支払っていたほか、物流事業者との間で新単価を取り決めたにもかかわらず、新単価適用開始日以降に、新単価よりも安い旧単価を適用して代金を支払っていた。

3 宿泊業者に対する納入等取引

購入・利用強制

- (1) 宿泊業を営むKは、取引先事業者に対し、発注担当部署の者からKの旅館で開催するパーティーのチケットの購入を要請していた。また、Kの旅館で開催する飲食及び宿泊を伴う懇親会への出席を要請していた。

- (2) 宿泊業を営むLは、取引先事業者に対し、事業の遂行上必要としない商品であるにもかかわらず、発注担当部署の者等からLの旅館で開催するクリスマスディナーショーのチケット、Lの旅館及び姉妹ホテルで利用可能な宿泊券及び食事券の購入を要請していた。

減額

- (3) 宿泊業を営むMは、取引先事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、請求金額のうちの千円未満の金額を減額していた。また、取引先事業者に支払う代金の振込手数料を取引先事業者の負担とすることについて合意を得ていなかった。

4 卸売業者に対する納入取引

従業員等の派遣の要請

- (1) 文房具等の卸売業を営むNは、納入業者に対し、自社の物流センターの移転に伴う旧物流センターから新物流センターへの在庫商品の移転作業及び年3回実施している物流センターの在庫商品の棚卸作業を行うに当たり、従業員等の派遣を要請し、これらの作業を行わせているにもかかわらず、その派遣に通常必要となる費用を負担していなかった。

協賛金の負担の要請

- (2) 文房具等の卸売業を営むOは、納入業者に対し、自社の物流センターの移転に伴い新物流センターにおいて商品の保管のために使用するパレット等の物流機器の購入代金に充てるため、協賛金の負担を要請していた。

返品

- (3) 文房具等の卸売業を営むPは、納入業者に対し、自社の物流センターの移転に伴い破損・汚損した商品について、また、毎年作成している自社の取扱商品を掲載したカタログに掲載しないこととした商品について、返品前にあらかじめ納入業者の同意を得ていたものの、商品の返品によって納入業者に通常生ずべき損失を負担せずに返品していた。